

別表

項番	(あ) 諮問番号	(い) 諮問日	(う) 請求日	(え) 公開を請求する行政文書の内容又は件名	(お) 事務担当課	(か) 決定	(き) 行政文書が存在しない理由	(く) 審査請求年月日	(け) 弁明書送付年月日	(こ) 反論書提出年月日	(さ) 意見書提出年月日	(し) 審査請求人の主張 (す) 実施機関の主張
1	第30号	第340-1号 平成30年3月7日	平成29年9月6日	平成28年(行ウ)第7号不当利得等請求住民訴訟事件 被告高崎市長 準備書面(2) 3頁(2)に関する件。 施設サービスにおいて、既に介護認定が下りている者は、入所当日からは、基本的に何に基づきサービスを提供するのか分かる情報	監査委員事務局	第172-4号 平成29年9月20日 行政文書不存在通知	請求内容が分かる行政文書を作成及び取得していないため、不存在	平成29年11月15日	第271-3号 平成29年12月28日	-	平成30年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件情報については常識である。高崎市条例から本件情報の公開を求める。</li> <li>・本件情報は、平成28年(行ウ)第7号不当利得等請求住民訴訟事件 被告高崎市長 準備書面 3頁(2)に記載されている。本件処分は、存在する対象文書を不存在とした違法なものである。</li> <li>・市長と監査委員を混同した請求と認められるが、請求人は監査委員からの公開を希望していたため、市長部局と移送のための協議は行っていない。</li> <li>・本件請求に関し実施機関において関係する事務は、請求人が提起した住民監査請求のみであったため、当該住民監査請求の事務に関し請求人の求める情報の存否について確認したものである。</li> <li>・監査の決定にあたり判断を要しないものについて、監査の結果及びその他の行政文書に記載及び記録しないとしても不自然な点はない。</li> <li>・請求人は、本件請求に係る情報は条例に記載されているとしているが、実施機関が所管する条例には本件請求に係る記載はない。</li> <li>・平成28年(行ウ)第7号不当利得等請求住民訴訟事件 被告 高崎市長 準備書面(2)は、高崎市長が裁判所へ提出した文書であり、監査委員は取得していない。</li> </ul>
2	第31号	第340-1号 平成30年3月7日	平成29年9月6日	平成28年(行ウ)第7号不当利得等請求住民訴訟事件 被告高崎市長 準備書面(2) 3頁(2)に関する件。 施設サービスにおいては、介護認定が下りるまでの間は、何に基づき介護サービス提供するのか分かる情報	監査委員事務局	第172-4号 平成29年9月20日 行政文書不存在通知	請求内容が分かる行政文書を作成及び取得していないため、不存在	平成29年11月15日	第271-3号 平成29年12月28日	-	平成30年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件情報については常識である。高崎市条例から本件情報の公開を求める。</li> <li>・本件情報は、平成28年(行ウ)第7号不当利得等請求住民訴訟事件 被告高崎市長 準備書面 3頁(2)に記載されている。本件処分は、存在する対象文書を不存在とした違法なものである。</li> <li>・市長と監査委員を混同した請求と認められるが、請求人は監査委員からの公開を希望していたため、市長部局と移送のための協議は行っていない。</li> <li>・本件請求に関し実施機関において関係する事務は、請求人が提起した住民監査請求のみであったため、当該住民監査請求の事務に関し請求人の求める情報の存否について確認したものである。</li> <li>・監査の決定にあたり判断を要しないものについて、監査の結果及びその他の行政文書に記載及び記録しないとしても不自然な点はない。</li> <li>・請求人は、本件請求に係る情報は条例に記載されているとしているが、実施機関が所管する条例には本件請求に係る記載はない。</li> <li>・平成28年(行ウ)第7号不当利得等請求住民訴訟事件 被告 高崎市長 準備書面(2)は、高崎市長が裁判所へ提出した文書であり、監査委員は取得していない。</li> </ul>
3	第32号	第340-1号 平成30年3月7日	平成29年9月6日	平成28年(行ウ)第7号不当利得等請求住民訴訟事件 被告高崎市長 準備書面(2) 3頁(2)に関する件。 介護認定が下りるまでの間は、何に基づき介護サービスを提供するのか分かる情報	監査委員事務局	第172-4号 平成29年9月20日 行政文書不存在通知	請求内容が分かる行政文書を作成及び取得していないため、不存在	平成29年11月15日	第271-3号 平成29年12月28日	-	平成30年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件情報については常識である。高崎市条例から本件情報の公開を求める。</li> <li>・本件情報は、平成28年(行ウ)第7号不当利得等請求住民訴訟事件 被告高崎市長 準備書面 3頁(2)に記載されている。本件処分は、存在する対象文書を不存在とした違法なものである。</li> <li>・市長と監査委員を混同した請求と認められるが、請求人は監査委員からの公開を希望していたため、市長部局と移送のための協議は行っていない。</li> <li>・本件請求に関し実施機関において関係する事務は、請求人が提起した住民監査請求のみであったため、当該住民監査請求の事務に関し請求人の求める情報の存否について確認したものである。</li> <li>・監査の決定にあたり判断を要しないものについて、監査の結果及びその他の行政文書に記載及び記録しないとしても不自然な点はない。</li> <li>・請求人は、本件請求に係る情報は条例に記載されているとしているが、実施機関が所管する条例には本件請求に係る記載はない。</li> <li>・平成28年(行ウ)第7号不当利得等請求住民訴訟事件 被告 高崎市長 準備書面(2)は、高崎市長が裁判所へ提出した文書であり、監査委員は取得していない。</li> </ul>